

## 第2章 アメリカザリガニの駆除の重要性

本章では、アメリカザリガニが「条件付特定外来生物」に指定されていることについての一般市民や営農関係者の認知度や、国内への侵入の歴史、生態的特性等、効率的・効果的な駆除につながる基礎情報について解説します。さらに、農村地域におけるアメリカザリガニの主な生息場所（駆除を行うべき場所）や、農業被害の事例、生態系への影響に関する情報についても解説します。

### 第2章 アメリカザリガニの駆除の重要性【要約】

#### ●アメリカザリガニの法規制や生態等(2.1.1、p12～)

- 令和5(2023)年6月に「条件付特定外来生物」に指定。

#### ●アメリカザリガニによる生態系や農業被害への影響(2.2、p25～/2.3、p28～)

- 水田の畦やため池に巣穴を掘ることで漏水や損壊が生じ、維持管理の負担が増加。
- 稲苗じゅんさい苗等を食べ、水稻の茎・根を切断・掘り返すため、生産性が低下。
- 両生類、水生昆虫、貝類、魚類(主に底生魚)を捕食したり、水草類を切ったりすることで、生態系や水質に悪影響を及ぼす。

#### ●アメリカザリガニの駆除の重要性(2.4.1、p39～)

- 高密度で生息する状態を放置すると、農業被害や生態系が悪化するリスクとなる。地域ぐるみで駆除活動に取り組むことを推奨。
- 駆除を継続したことで、一度いなくなった水生昆虫類や両生類が再び確認されるようになった事例もある。
- 駆除における課題には、①水管理上の制約やアメリカザリガニの生命力の高さに伴う根絶の難しさ、②生息域の広さ(侵入経路の多さ)、③農村地域の過疎化や高齢化に伴う駆除体制構築の難しさがある。



写真提供：中国四国農政局

写真提供：愛知県農業総合試験場

### アメリカザリガニによる農地・農業水利施設への被害の事例



アメリカザリガニが生息している池としていない池の生物相の違い

2 駆除の重要性

## 2.1 アメリカザリガニとは

### Point

- アメリカザリガニは条件付特定外来生物に指定されており、放出、販売・輸入・頒布が原則禁止されているほか、飼育、運搬、無償譲渡にも規制がある。
- アメリカザリガニは、早ければふ化から1年程度で成熟し、1回に100～900個程度の卵を産卵するため、繁殖力が高い。

### 2.1.1 アメリカザリガニの法規制とその認知度

アメリカザリガニは、日本全国に広く定着し水生植物の消失や、水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こすだけではなく、ザリガニペスト等の病原菌を媒介し、ニホンザリガニを含む在来甲殻類に大きな影響を与える可能性があります。一方で、本種を既にペットとして飼育している方も多く、単に特定外来生物に指定して飼育等を禁止した場合、手続が面倒等の理由で野外へ放出する飼育者が増えることが予想され、かえって生態系等への被害が生じるおそれが懸念されました。

このような背景から、アメリカザリガニは、令和5(2023)年6月1日に外来生物法の「条件付特定外来生物」に指定されました。これにより、アメリカザリガニの放出、販売・輸入・頒布等が原則禁止されました。(図 2-1)。また、学校での教材活用や防除事業等「業」として飼養等する場合は、飼養等基準を遵守する必要があります。

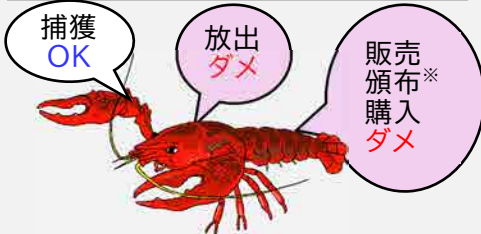
アメリカザリガニの取扱いの詳細については、環境省ホームページ<sup>1)</sup>で解説されているほか、本手引の第5章(p140)にも記載しています。

### Point アメリカザリガニは条件付特定外来生物に指定されました



#### 取扱注意！

アメリカザリガニは、令和5(2023)年6月から「**条件付特定外来生物**」に指定されました。



#### なぜ条件付？

アメリカザリガニは飼育者が多く、特定外来生物に指定して飼育等を禁止すると、手続が面倒等の理由で野外へ放す人が増え、生態系等への被害を生じさせるおそれがあります。そのため、一部の規制を適用除外とする「条件付特定外来生物」に指定しています。

- Q. 近所の池でアメリカザリガニ釣りをするのは違法ですか？
- A. 釣ったアメリカザリガニをその場で放せば違法にはなりません。ただし、持ち帰った後に池等に放すのは違法となります。

※ 無償であっても頒布(不特定多数及び特定多数に配り分ける行為)は禁止されています。

図 2-1 条件付特定外来生物の規制の概要

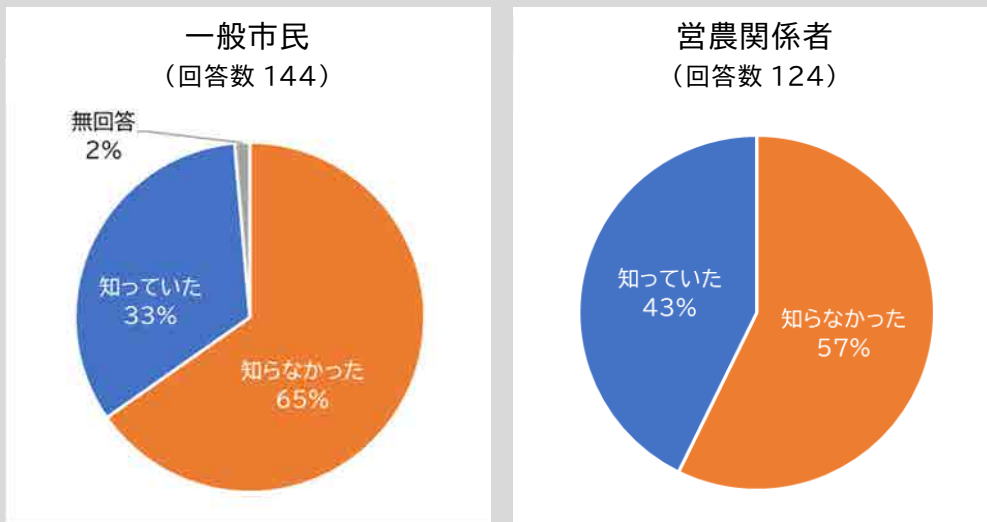
1 環境省 HP:「2023年6月1日よりアカミミガメ・アメリカザリガニの規制が始まりました！」

アメリカザリガニの法規制に関する認知度については、農林水産省が令和5(2023)年11月に一般市民及び営農関係者に対して実施したアンケート調査では、「アメリカザリガニが条件付特定外来生物であることを知っていましたか」という質問に対して、一般市民よりも営農関係者の方が「知っていた」の回答比率が高かったものの、一般市民・営農関係者いずれも「知らなかった」という回答が半数以上を占めており、アメリカザリガニによる被害実態や対策の必要性に関する普及啓発が不足している現状が明らかになりました(図2-2)。

**アンケート調査結果(※一部の結果のみ抜粋)**

【質問】令和5(2023)年6月からアメリカザリガニは「条件付特定外来生物」に指定され、捕獲や飼育は可能ですが、放出や頒布、売買が禁止されました。こうした規制が始まったことをご存じでしたか？

【回答結果】条件付特定外来生物であることを「**知らなかった**」という回答が半数以上を占めていました。



注：農村地域におけるアメリカザリガニによる被害実態等を把握するため、各調査地区の受益農家、地域住民等を対象に令和5(2023)年度に実施したアンケート調査結果より抜粋(回答者268名)。

図2-2 アンケート調査結果(条件付特定外来生物としての認知度)

2 駆除の重要性



## コラム②『アメリカザリガニと日本人との関わり』

アメリカザリガニは、1960年代には日本各地へ拡大・定着しており、その後急速に分布を拡大する中で、誰もが知る生きものの一つとなりました。農林水産省が令和5(2023)年度に実施したアンケート調査の結果(下表)からもその認知度をうかがうことができ、「飼育」や「釣り・遊び」の対象として、あるいは「食材」として、身近な存在であることが分かります。しかし、その繁殖力の強さからアメリカザリガニが増えた池では、水草や貝類、魚、水生昆虫が壊滅的に減少することで、池の水が強く濁り、水質も悪化することが知られるようになり、令和5(2023)年6月には「条件付特定外来生物」に指定されました。

年代	性別	区分	アンケートの回答内容
30代	女性	一般市民	子供の頃は捕まえて学校で飼育していました。
30代	男性	営農関係者	小さい頃からアメリカザリガニを身近によく遊んでいた。
30代	男性	営農関係者	昔は近所の田んぼやドブにいたので、よく捕まえていました。最近は市街化が進み水田がなくなったので、普段の生活では見かけなくなりました。
50代	男性	一般市民	子供の頃、アメリカザリガニをとって遊んだ思い出がある。
60代	男性	一般市民	幼い頃、ザリガニ釣りをして遊んだ。竹竿に糸、餌にはスルメ。簡単に釣れた。ザリガニの尾の身を餌に鯉を釣った。遊びの中で農村環境を守っていた。
60代	男性	一般市民	子供の頃バケツ一杯とって天ぷらにして食べた。おいしかった。
60代	男性	一般市民	学校の池等に放出していた時期があり、当時小さい子供にザリガニ釣りをやらせていたこともある。
60代	女性	一般市民	昔と違って今頃は見るのがないので忘れました。昔、中国に仕事で行っていたときに、現地の方がゆでて食べていました。
60代	女性	一般市民	小学校に通う頃、道端の溝にザリガニがたくさんいて、捕まえて遊んでいました。
60代	女性	一般市民	昔、子供が小学生の頃(昭和50年前後)ザリガニをよく捕まえていました。
60代	男性	営農関係者	小学生の頃に友達と多く捕獲し、おやつ代わりに食べておいしかった記憶がある。



飼育※



釣り遊び



食材

※現在は条件付特定外来生物に指定されているため、飼育には留意が必要です(2.1.1参照)。

アメリカザリガニと日本人のこれまでの関わり

2 駆除の重要性

### 2.1.2 アメリカザリガニの侵入と分布の拡大

現在では、農村地域でも普通に見られるアメリカザリガニは、今からおよそ 100 年前の 1927 年、当時食用を目的に輸入・飼養されていたウシガエルの餌として、アメリカ合衆国のニューオーリンズ州から 20 匹程度の個体が輸入されました。

しかし、ウシガエル自体が食用としての需要が高まらなかったため、ウシガエルの養殖場は閉鎖され、そこからアメリカザリガニが野外に逸出したり人為的に持ち出されたりした結果、徐々に分布域が拡大していったと考えられています。このほかにも、ペットとして流通していた個体が野外へ放出されたこと等により 1960 年代には日本各地の身近な水域へ拡大・定着し始め、現在では農村地域の水田や用排水路、ため池等に広く分布しています（図 2-3）。

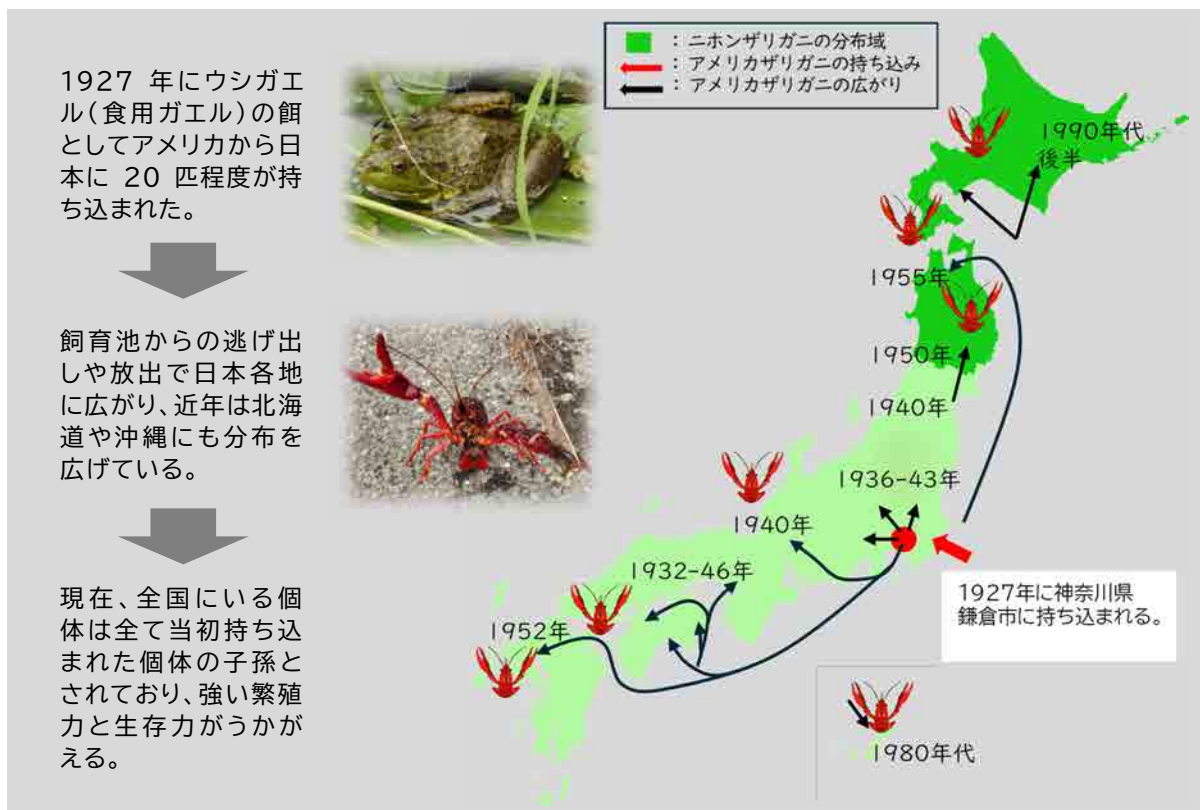


図 2-3 アメリカザリガニの日本への持ち込みと国内での広がり

日本国内には、在来種であるニホンザリガニのほか、外来種として定着が確認されているアメリカザリガニ、ウチダザリガニの計3種の生息が知られています。それぞれの種の形態を図2-4に、日本国内における分布状況を図2-5に示します。

このほか、ミステリークレイフィッシュと呼ばれる外来ザリガニが、近年になって国内の限られた地域で確認されています。これまでは平成18(2006)年に北海道で、平成28(2016)年に愛媛県で捕獲報告がありましたが、いずれも1~2個体の確認であったことから野外に放されたものが偶発的に見つかった可能性が高いと考えられています。しかしその後、令和6(2024)年に沖縄県で、令和7(2025)年に愛媛県で幼体を含む複数の個体が同時に確認され、沖縄県では令和7(2025)年に定着と判断されました。

表2-1に、ミステリークレイフィッシュを含めた4種のザリガニ類について、原産地、外来生物法における分布・生態的特徴を示します。

表2-1 日本で確認されているザリガニ類の原産地、各種指定状況、分布・生態的特徴※

種名	原産地	各種指定状況	分布・生態的特徴
ニホンザリガニ 	日本	絶滅危惧Ⅱ類(VU) (環境省レッドリスト2020)	分布:北海道、青森、秋田、岩手 全長:約8cm 生態:冷水性で河川の源流や湖沼に生息。石や木の下等の砂泥底に巣穴を掘って生活する。主に腐敗した広葉樹の落ち葉を餌としている。生後5~6年で成熟。寿命は10~11年。
アメリカザリガニ 	北米	条件付 特定外来生物 (外来生物法)	分布:日本全国 全長:約10cm 生態:低水温から高水温まで耐性があり、河川、湖沼、水田、ため池、用排水路等様々な環境に生息する。水草、魚類(主に底生魚)、両生類、昆虫類等を食べる雑食性。生後1~2年で成熟。寿命は4~5年。
ウチダザリガニ 	北米	特定外来生物 (外来生物法)	分布:北海道、山形、福島、栃木、群馬、千葉、東京、新潟、富山、福井、長野、滋賀 全長:約15cm 生態:冷水性で水質の良い河川、湖沼に生息。ニホンザリガニより高水温への耐性がある。雑食性。生後2~3年で成熟。寿命は5~6年。 滋賀県淡海湖ではタンカイザリガニとされていたが、現在は同種とされる。
ミステリー クレイフィッシュ 	北米	特定外来生物 (外来生物法)	分布:沖縄 全長:最大約10cm 生態:水温15~30℃ほどで成長。雑食性。雄は存在せず、雌のみの単為生殖を行う。 写真提供:今井仁(一般財団法人自然環境研究センター)

(※令和8(2026)年3月時点)

2 駆除の重要性

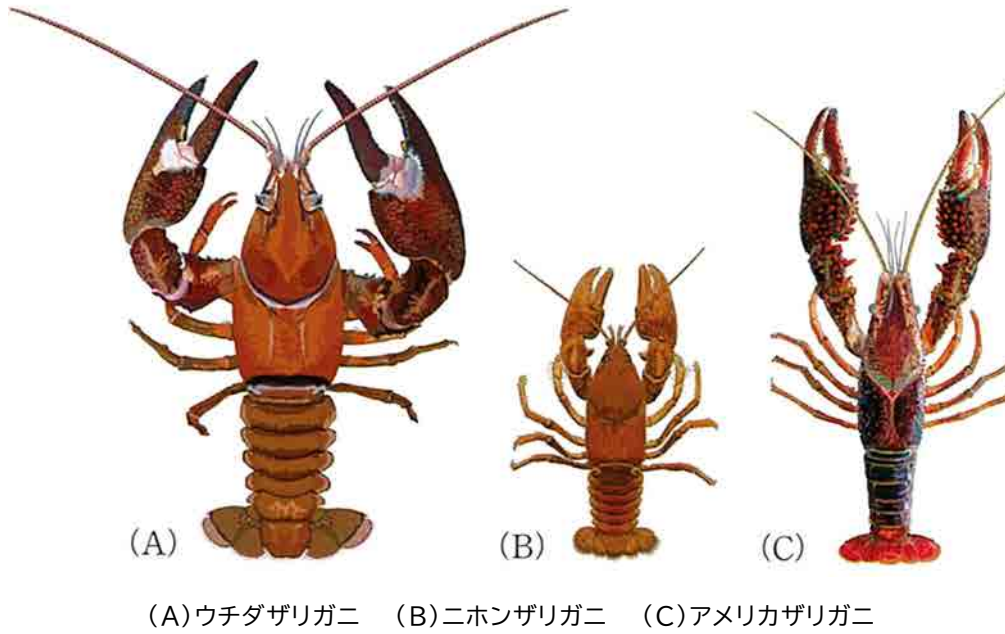


図 2-4 日本国内に分布する主なザリガニ類 3 種の形態<sup>2)</sup>

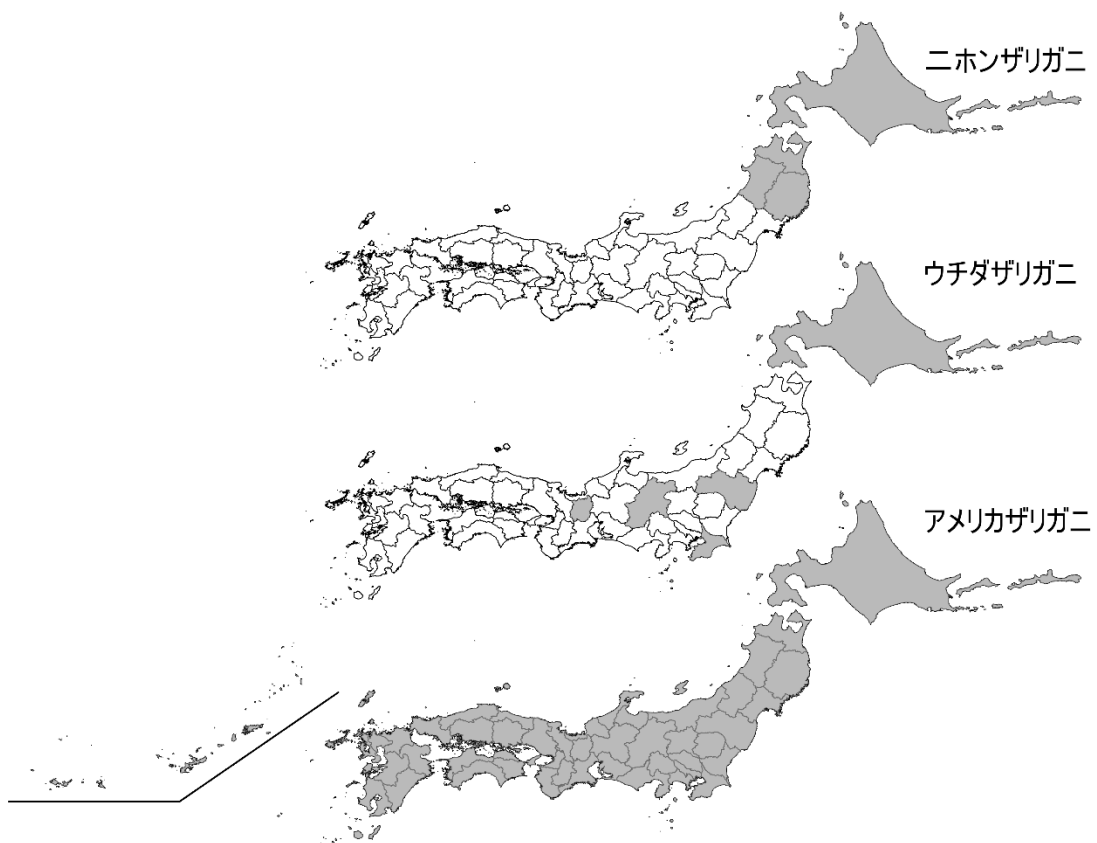


図 2-5 日本国内に分布する主なザリガニ類 3 種の分布  
(川井ら(2012)<sup>2)</sup>を一部改変)

2 川井ら(2012)



### コラム③ 『新たな外来ザリガニ?! ミステリークレイフィッシュ』

日本には、外来ザリガニ類としてアメリカザリガニとウチダザリガニの2種が定着していますが、最近、3種目となる新たな外来ザリガニ類の定着が確認されました。その名は、ミステリークレイフィッシュ。“不思議なザリガニ”との名を冠したこのザリガニ類は、雄が存在せず、雌のみで増える「単為生殖」と呼ばれる不思議な繁殖生態をもつことで知られます。

ミステリークレイフィッシュは、平成7(1995)年にドイツのペット業界で流通が始まったことで存在が認識されましたが、それまでに野外での記録はなく、原産地も北米であろうということ以外は分かっていません。日本では平成18(2006)年に北海道札幌市で確認されたのが初めての記録で、次に平成28(2016)年に愛媛県松山市で確認されましたが、1~2個体のみの確認であったことから定着しているとは判断されませんでした<sup>3)</sup>。

しかしその後、令和6(2024)年に沖縄県那覇市<sup>4)</sup>で、令和7(2025)年には再び愛媛県松山市<sup>5)</sup>で複数の個体が同時に確認されました。沖縄県では抱卵雌や生まれて間もない幼体を確認されたことで、現地で再生産が行われていることや、県内の複数箇所に分布が拡大していること等の現在の状況を踏まえ、定着と判断されました。愛媛県では現場での確認調査が継続されています。

本種は雌のみで増殖し、他のザリガニ類と比較しても繁殖力が高いことから、国内に定着すれば各地域の生態系に甚大な影響を及ぼすおそれがあります。

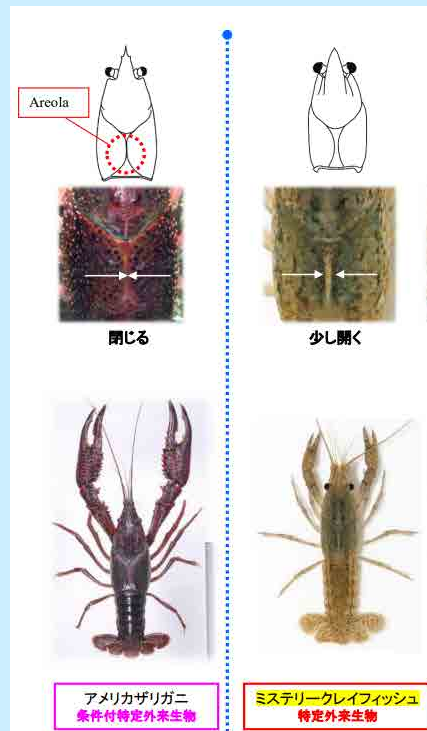


ミステリークレイフィッシュが確認された地域



写真提供: 今井仁(一般財団法人自然環境研究センター)

ミステリークレイフィッシュ



ミステリークレイフィッシュとアメリカザリガニの見分け方<sup>6)</sup>

3 自然環境研究センター(2019)

4 沖縄奄美自然環境事務所 HP(2024)

5 愛媛県 HP(2025)

6 環境省 HP:特定外来生物同定マニュアル

2 駆除の重要性